

## 第20回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（松本委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第27号議案「芦屋市社会教育関係登録団体の承認について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 今回、3団体の申請がありました。別紙1の表の数字は、3団体を承認したときの合計になっているのですか。

生涯学習課長) 申請団体数になります。この数字には不承認の団体も含まれています。

教 育 長 ) 申請がこれだけ来ているということですね。

生涯学習課長) はい。

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員 ) 2番目の団体は、承認要件に満たないことがわかっていた場合は、申請を受け付けないのではないですか。

生涯学習課長) 申請されたときに、この部分が社会教育関係登録団体との要件として違うということを申し上げましたが、団体の方がおっしゃるには前々回の登録のときに社会教育関係登録団体として登録していたとのことでした。以前社会教育関係登録団体として登録されていたのかは、前々回のことになってしまうので、こちらでなかなか確認ができないのですが、団体の方がそのようにおっしゃっていたので、申請された時点で、すぐお断りす

るところまではいきませんでした。講師料としてその団体の方が対価をもらっておられるのですが、別紙2の2番目の団体欄を見ていただくと、支出費目の備考に、代表者と指導者が同一。講師謝金は寄附金として収入に計上されていると記載しております。団体の方は、確かに会員からは講師料を受け取っているが、その講師料を団体に寄附していますので、営利目的でもなく、実際に講師料は受けとっていないという言い方をその場ではされていました。しかし、社会教育委員の会議や事務局としても、最終的には講師料は寄附されているのかもしれないが、寄附する、しないということはその後の話であり、別のことであるとの意見が出ております。承認要件としましては、代表者や役員が団体の活動に起因する対価を代表者が、受け取らないということが規定されているので、代表者が講師をされ、受け取っておられるのであれば、この規定に反していると判断し、受け取られた後どのように使われるかということは、事務局が関わる場所ではないということで、不承認とすべきとなりました。

松本委員) わかりました。

浅井委員) それでは、社会教育関係登録団体でしたが、一度抜けられたということですか。

生涯学習課長) 前年の登録団体の更新手続き時には、申請がなかったのですが、理由を細かくはお聞きできていないのですが、申請者がおっしゃるには、再度申請をすることになられたということです。

小石委員) いろんな観点から歴史を考えるとということではなく、明らかに方向性を決めているので、3番目の団体はすごく微妙な感

じがします。トランプ現象みたいな感じになっていると読めなくはないと思います。これを公のところで行わなくてもいいのではないかという感じがします。

木村委員) 思想はいろいろあり、個人の好みの問題ですので、このような思想をお持ちの方もたくさんはいるわけですので、社会教育関係登録団体として受け付けないということになると、それは非常に問題だと思います。一応ここで言っていることは歴史を勉強すると言っているわけですから、それが偏った見方であったとしても、承認せざるを得ないと思います。

しかし、注意をしておかないといけないのは、特定の政治の利害に関する政治活動を行わない団体であること、公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治行為をしてはいけないということが要件になっているので、容易にこのような団体は選挙のときにそのような活動に転じることがあり得るので、少し注意をしておくべきだと思います。もし、ある候補者を支援するような動きを団体としてすることになれば、それは違いますということをしつかりと言わなくてはけませんし、事前にそのようなことはしないでくださいということ念を押しておかないといけないと思います。

全く正反対の考えをされるような団体も同じことですので、政治行為に転換しないよう、注意をすることが必要かもしれません。

浅井委員) 思想を制限することは難しいですが、実際にもっと過激であり、偏った目的を出された場合、今後どうされますか。

生涯学習課長) 申請時点で団体が申請書に過激な内容を書いているという

ことですか。実際の活動内容が、政治活動に通じるものがあることや、特定の政党の利害にかかわるといふことでない限り、事務局も考え方に偏りがあるので受け付けないということではできませんので、それは受け付けざるを得ないと思います。しかし、あきらかに要件に抵触した過激な活動をされている場合はそのような活動をされる団体は受け付けることができないと言えらると思います。

木村委員) この団体がどうかはわかりませんが、このような思想をお持ちの方はヘイトスピーチを行う方々もいると思います。もし、ヘイトスピーチをやっている団体が申請をしてきた場合は、この条例を用いて不承認にすることはできるのですか。

生涯学習課長) ヘイトスピーチは、法律違反と言えるのかどうかはわかりませんが、人権侵害にあたると思っています。しかし、この条文中に具体的な言葉があるわけではないですが、事務局としましてはだめだと言ふことができるかと考えております。

木村委員) 現段階では、ヘイトスピーチを行ってはいけないと国の法律では定まっております。ですので、大阪では条例を定めています、芦屋市ではそのような条例がありません。国で法律を定めればいいのですが、今のところいつ定めるのかはわかりません。そのような場合は、どのように対処するのかを検討しておいたほうがいいと思います。

生涯学習課長) この申請要領には、はっきりとしたことは書いておりませんが、市が定めている人権の計画などの基本的な考え方の中には、そのようなことが掲げてあります。しかし、これが適用することができるかまでは、はっきりわかりませんので、委員ご

指摘のとおり、その部分を明確に書き込むなど、今後そのように考えていきたいと思ひます。

小石委員) 何か起こった場合、市が認めたことになってしまうとよくないと思ひますので、この団体が今後どのような活動をしていくのかをしっかりと見ていく必要があると思ひます。

浅井委員) 責任があると思ひます。

教育長) 各委員から意見が出ましたように、市民の皆さまの思想や心情などの、いろいろな思ひを制約することはできません。しかし、基本的人権や、社会の構成員としての良識について、どのように枠組みをしていくのかということ、他市を参考にするなど、研究していくべきだと思ひます。条文などに書くときは書く、だめと言うことにはだめというようにしてほしいと思ひます。そのことによって市民の感情や人権が犯され、市が誘導したような形になってはいけないので、担当課としては改めて何らかの方法を講ずるように考えてください。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

再度確認しますが、登録をされる団体は、1番目のボーイスカウト芦屋第3団と、3番目の日本の歴史文化研究会を承認し、2番目の夢パワー企画は、今回は不承認ということになり、社会教育委員からの意見と同じ判断ということによろしいですか。では異議ございませんので、本案は可決したいと思ひます。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、第 2 8 号 議 案 「 国 指 定 史 跡 会 下 山 遺 跡 整 備 ・ 活 用 検 討 委 員 会 委 員 の 委 嘱 又 は 任 命 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す 。 提 案 説 明 を 求 め ま す 。

生涯学習課長) 議案資料に基づき概略説明

教 育 長 ) 説 明 が 終 わ り ま し た 。 質 疑 は ご ざ い ま せ ん か 。

松 本 委 員 ) 行 政 関 係 の 委 員 の 方 で 経 済 課 長 が 含 ま れ て い ま す が 、 経 済 課 は 会 下 山 遺 跡 の 整 備 ・ 活 用 と ど の よ う な 関 係 が あ る の で す か 。

生涯学習課長) 経 済 課 は 観 光 に 関 す る 業 務 を 受 け 持 っ て お り ま し て 、 特 に 会 下 山 の 場 合 は ハ イ キ ン グ 道 が 遺 跡 の 中 を 通 っ て い る よ う な 状 態 に な り ま す 。 そ の ハ イ キ ン グ 道 や 会 下 山 遺 跡 は 観 光 の 一 拠 点 と し て の P R に も 携 わ っ て い た だ く の で 、 経 済 課 長 に 委 員 を お 願 い し て い ま す 。

松 本 委 員 ) わ か り ま し た 。

木 村 委 員 ) こ の 前 行 わ れ た シ ン ポ ジ ウ ム は 、 非 常 に お も し ろ く 見 さ せ て い た だ き ま し た 。 そ し て 、 高 床 式 の 建 物 の わ ら を ふ き か え た り と い う こ と も 行 っ た の で す が 、 今 後 の 活 用 は 具 体 的 に ど の よ う な 議 論 が さ れ て い る の で す か 。

生涯学習課長) 本 来 国 指 定 史 跡 に な り ま し た ら 整 備 計 画 を 作 成 し 、 整 備 委 員 会 を 立 ち 上 げ て 保 存 な ど を し て い く 形 に な る の で す が 、 国 指 定 遺 跡 会 下 山 遺 跡 整 備 ・ 活 用 検 討 委 員 会 で は 、 そ の 前 段 階 と い う こ と で 市 民 の 方 と い い ま す か 、 か か わ り の 深 い 方 に 御 参 加 い た だ き 、 今 後 の 整 備 や 活 動 に つ い て 意 見 を い た だ く こ と を 目 的 と し て 開 催 し て お り ま す 。 今 期 も 引 き 続 き あ る の で す が 、 ど の

ようなことが問題点と思うのか、どのようにこの会下山遺跡をしていくべきかについての御意見をいただいております。具体的な御意見としましては、会下山遺跡を通っているハイキング道はたくさんの方が通られており、そのハイキング道自体も遺跡ですが、崩れそうになって危ない所があること。表示がうまくできておらず、会下山遺跡の入り口がわかりにくいこと。他には、名前は知っているが実際に行ったことのある方が少ないのではないかと。やはり、PRが足りないのではないかとというような御意見です。

それに対しての改善策としましては、まず小さなことですが、少し前から雨除けシートのようなものをつけ、入り口のところに自由にお取りくださいというパンフレットをおいております。会下山遺跡は、ハイキングをされる方がよく通られるので、少し気にとめていただき、ここは遺跡になっているということをお知らせいただければと思います。このことにより、毎日数枚はパンフレットをとっていただいています。多いときですと、30枚以上も減っていることですので、よかったと思っています。

そして、以前からありました、駅からの道がわかりにくいということですが、今度市全体でアプリや表示の計画をつくることになっておりますので、会下山遺跡のことも意見を取り入れて、わかりやすい表示にさせていただくことで、解決できるのではないかと考えています。

そして、会下山を見るとき、遺跡見学時に通る階段状になっている通路も崩れているので、文化財係長が修繕するための

手続きを行っています。ここは、遺跡であると同時に砂防地区ですので、いろいろなところで土を運び込んだり、工事をするためには事前に届け出が必要です。現在その手続きを行っており、なんとか許可をいただけそうだとの報告をうけております。

木村委員) この間のシンポジウムで出ていたかもしれませんが、頂上に木がたくさん生えていて見晴らしが悪いと思います。でも大阪湾などが一望でき、誰かが来たらわかるような機能があったということからすると、見晴らしを確保できないかなと思います。木を切るのは、多分国定公園ですので、国との調整の関係があるとは思いますが、検討いただければと思います。

生涯学習課長) はい。

教育長) 会下山遺跡の維持管理につきましては、ライオンズクラブの皆さまを初め、市民の皆さまが協力してくださっているので、これからもうまくリンクしていただきたいと思います。

浅井委員) 会下山遺跡が山手中学校に隣接しているので、検討委員の学校教育関係者は山手中学校の校長先生がされているのですか。

生涯学習課長) そうです。以前は山手中学校からも会下山遺跡に入ることができたということもあり、生徒にも会下山遺跡のことをもっと身近に感じて、そして、知っていただきたいということから学校教育関係者からは山手中学校校長、学校教育課係長に入っています。

浅井委員) いつも山中の校長先生が受け持っていてくださっているんですね。承知しました。

小石委員) 会下山遺跡に関しては国指定ということもあると思うのですが、一生懸命活用を検討されています。所管課が教育委員会

だけではないと思いますが、そのほかの文化財に関する、活用方法やPR方法に関しての話し合いを行うことができるような場はあるのですか。

生涯学習課長) 文化財全般を話し合う場としましては、文化財保護審議会がごございます。全体の周知・活用についての話し合いはしております。附属機関としましては、国指定史跡会下山遺跡整備・活用検討委員会と文化財保護審議会の2つになります。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

報告第8号「平成29年度施政方針案と教育費当初予算案について」は、3月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

また、併せて審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、本臨時会の最後に審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長 ) 続いて、日程第2、報告第9号「芦屋市立幼稚園の適正規模及び適正配置について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 部 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員 ) このスケジュールは案となっていますが、開催は来週ですよ。ここはもうみなさんに周知できているということですか。

管 理 部 長 ) 少なくとも前段に記載しております幼稚園の説明会の日程はほぼ確定です。

教 育 長 ) 8園の幼稚園には全て出席させていただこうと思っています。そのときに保護者の皆さんの思いを肌で受けとめていきたいと思っています。

管 理 部 長 ) P T Aの方には今週水曜日に御説明させていただいたのですが、公立の認定こども園を開設するということでしたので、反対の御意見は特になく、おおむね賛同していただけているのではないかという感触は持ちました。

小 石 委 員 ) 3年保育を行いますからね。

管 理 部 長 ) そうです。そして、給食、預かり保育の時間は延長されるというメリットがあります。しかし、まだ動いていませんので、保護者の皆さまも認定こども園がどんなものになるのか、イメージが湧かないところもあります。

教 育 長 ) 先ほど、部長から報告させていただきましたが、我々はこの方向を決定するに当たり、本当に熟慮を重ねてまいりました。オープン化という面での指摘はありますが、市民の皆さまに参加していただき学校教育審議会の答申を基に、教育委員会の構成

員が考え方を深化させてきたのではないかと思います。

新教育委員会制度のもとで総合教育会議を設置する中で、市長といろいろ話をし、教育委員会の全委員も出席する中で協議・調整をし、合意をしました。まさにそこが教育委員会の意思決定の場であると認識しております。

これからはオープンにしたことですから、ささいなことでも、市民の皆さまに開示できるような場を持ち、また丁寧な説明をしていくことを改めてここで確認をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そういうことにさせていただきます。ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第9号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次 に、報 告 第 1 0 号 「平 成 2 9 年 度 「春 の 公 民 館 講 座 」 等 の 開 催 に つ い て 」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

公 民 館 長 ) 〈 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 〉

教 育 長 ) 気 にな っ た 点 が 1 点 あり、小 西 先 生 の 肩 書 の と こ ろ が 「非 常 勤 講 師 」 や 「講 師 」 と 統 一 さ れ て い な い の で、正 し い も の に 書 き か え を お 願 い し ま す。

説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

芦屋川カレッジなどの催し物は卒業生が講師になることはあるのですか。

公民館長) 講師になっていただきたいのですが、なかなか講師をすることができるレベルに到達するのは難しいと思います。

教育長) 社会教育関係登録団体などの団体や芦屋川カレッジの卒業生の皆さんが今まで持っていた知識や技能をまた別の方にその知識や技術を伝えていただけるような、知の循環型社会が少しでも進むといいと思います。

今年のキーワードは何ですか。

公民館長) 「阪神間ゆかりの作家たち」という講座は、去年、須賀敦子さんのイベントを行ったときに、比較的好評でした。ですので、今年の場合もルナ・ホール事業につきましては、阪神間ゆかりの作家の映画「細雪」の上映と富田碎花に関するイベントを行います。これは同じイベントですが、今年は音楽に少し重点をおこうと考えております。

教育長) ありがとうございます。

急に委員の皆さんもなかなか答えにくいと思うのですが、時間の許す限り、この講座に参加していただいて、館長の方にも御示唆をいただければと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第10号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )      ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席  
願います。

〈非公開審議〉

教 育 長 )      非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い  
たします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 )      閉会宣言